

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する
調査特別委員会

調査中間報告書

令和7年9月19日

大刀洗町議会

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

1 調査の趣旨

公金の支出に関する事務処理等について疑義が生じたため、必要な事項を調査し事実を明らかにするとともに、行政に対し必要な処置を求めるため

2 調査特別委員会の設置

(1)設置決議

令和6年12月18日

(2)委員会の定数

5名

(3)委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 古賀 世章

副委員長 白根 美穂

委 員 平山 賢治

河野 政之

實藤 量徳

3 調査事件

(1)公金の支出に関する事務について

(2)職員の懲戒に関する規程及び運用について

(3)その他上記に関する一切の事項

4 委員会の開催状況

回	開催日	調査の概要
第1回	令和6年12月18日	正副委員長の互選
第2回	令和7年1月9日	委員会の運営について 記録提出の要求等について
第3回	令和7年1月27日	参考人からの意見聴取 証人出頭要求について 記録提出の要求について
第4回	令和7年2月17日	証人尋問 記録提出の要求等について
第5回	令和7年3月5日	証人尋問 記録提出の要求等について
第6回	令和7年3月17日	文書の保管について
第7回	令和7年4月7日	記録提出の要求等について
第8回	令和7年4月24日	証人尋問 記録提出の要求等について
第9回	令和7年5月22日	証人尋問 記録提出の要求等について
第10回	令和7年6月2日	調査事項の検証等について
第11回	令和7年6月12日	証人尋問 記録提出の要求等について
第12回	令和7年7月10日	証人尋問 記録提出の要求等について
第13回	令和7年7月17日	調査事項の検証等について
第14回	令和7年7月25日	証人尋問 記録提出の要求等について
第15回	令和7年8月5日	証人尋問 記録提出の要求等について
委員派遣	令和7年8月24日	所管事務調査(意見交換会)
第16回	令和7年8月27日	今後の調査について
第17回	令和7年9月3日	調査事項の検証等について

5 参考人、証人の出席等

参考人からの意見聴取(令和7年1月27日)

参考人	意見を求めた事項
D 大刀洗町会計管理者 兼会計課長	公金の支出に関する事務の調査

第1回尋問(令和7年2月17日)

証人	証言を求めた事項
E 地域振興課長	大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)に関する公金の支出について
F 企画財政課長	「出張旅費に関する留意点」について

第2回尋問(令和7年3月5日)

証人	証言を求めた事項
A 税務課職員	「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」の運営について
B 地域振興課職員	「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」の運営について
G 消防防災安全係長	旅費の精算について
H 道の駅推進係長	旅費の精算について
K建設課長	(出頭せず)

第3回尋問(令和7年4月24日)

証人	証言を求めた事項
I 会計課長	「出生記念品事業」について
J 財政係長	「出張旅費計算等に係る留意点」について
K 総務課企画監	「旅費の精算」「出張旅費計算等に係る留意点」について

第4回尋問(令和7年5月22日)

証人	証言を求めた事項
L 住民係長	「出生記念品事業」について
M 健康課長	公金の支出について
N 元会計課長	公金の支出について
O 総務課長	公金の支出について

第5回尋問(令和7年6月12日)

証人	証言を求めた事項
C氏	大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)の業務内容について

第6回尋問(令和7年7月10日)

証人	証言を求めた事項
P 地域振興係長	「大刀洗マルシェかてて」の運営について

第7回尋問(令和7年7月25日)

証人	証言を求めた事項
E 地域振興課長	大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)に関する公金の支出について 地域振興課が関連する入出金全般について

第8回尋問(令和7年8月5日)

証人	証言を求めた事項
大刀洗町副町長	大刀洗マルシェかてて(旧さくら市場)の運営について 大刀洗マルシェかてて(旧さくら市場)に関する公金の支出について 町職員による宿泊証明書の偽造について
大刀洗町長	大刀洗マルシェかてて(旧さくら市場)の運営について 大刀洗マルシェかてて(旧さくら市場)に関する公金の支出について 町職員による宿泊証明書の偽造について

6 記録、資料の提出

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出を求めた記録

提出を求めた記録	請求先
<p>第 1 回請求(提出期限:令和 7 年 1 月 15 日)</p> <p>◎宿泊を伴う旅費に関する全ての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類 ◎「さくら市場」「かてて」に関する全ての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類 ◎令和 6 年 12 月隨時監査で調査された伝票一覧表と執行部の調査回答一覧表、該当する支出命令書及び関連する支出命令書添付書類</p>	大刀洗町長
<p>第 2 回請求(提出期限:令和 7 年 2 月 7 日)</p> <p>◎地域振興課が所有する「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」が使用する全ての預金通帳または金融機関が発行する取引明細書 ◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」の全ての帳簿または帳簿の写し ◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」の出品者との契約に関する全ての書類 ◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」に関する全ての「調定と収入伝票」</p>	大刀洗町長
<p>第 3 回請求(提出期限:令和 7 年 3 月 14 日)</p> <p>◎地域振興、商工、観光に関する全ての補助金に係る歳入(収入)伝票・歳出(支出)伝票・流用伝票</p>	大刀洗町長
<p>第 4 回請求(提出期限:令和 7 年 3 月 31 日)</p> <p>◎出生記念品事業に関する契約書 ◎平成 29 年度から令和 6 年度までの全ての歳入歳出伝票及び添付書類 ※令和 6 年度の伝票に関しては、監査前の伝票は、監査後にすみやかに提出を求める。</p>	大刀洗町長
<p>第 5 回請求(提出期限:令和 7 年 4 月 14 日)</p> <p>◎出生記念品事業における「大刀洗マルシェかてて」と出品者との契約書</p>	大刀洗町長
<p>第 6 回請求(提出期限:令和 7 年 5 月 7 日)</p> <p>◎地域振興・商工・観光に関する平成 29 年度以降の各補助金の支給条件・支給額等の内容及び実績報告書。なお、平成 29 年度の書類は廃棄をせずに提出してください。</p>	大刀洗町長

<p>第7回請求(提出期限:令和7年5月28日)</p> <p>◎令和7年2月に地域振興課から提出された「預金通帳または金融機関が発行する取引明細書」の、提出後から現在までの未提出分</p> <p>◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」の通帳から携帯電話料として支払っている全ての携帯電話について、</p> <p>①契約書 ②携帯電話または、通話履歴とペイペイ支払いの履歴</p> <p>◎4月24日の証人尋問において、総務課企画監 K氏が宿泊先から取得したと証言した「令和2年10月24日から26日の出張宿泊証明書」</p>	大刀洗町長
<p>第8回請求(提出期限:令和7年6月19日)</p> <p>◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」令和6年度以前の帳簿と「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」令和7年度以降の帳簿 一式</p> <p>◎大刀洗マルシェ(旧名称さくら市場)の事業開始年度からの約款・規約・役職員名簿(会計年度任用職員については雇用条件等)等組織の形態がわかる書類 一式</p> <p>◎大刀洗マルシェ(旧名称さくら市場)で利用しているまたは利用していたペイペイの契約に関する書類 一式</p>	大刀洗町長
<p>第9回請求(提出期限:令和7年7月17日)</p> <p>◎(1) 地域振興・商工・観光に関する平成29年度以降の国県等の補助金等の要綱と実績報告書式</p>	大刀洗町長
<p>第10回請求(提出期限:令和7年7月31日)</p> <p>◎地域振興課が所有する「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」が使用する全ての預金通帳または金融機関が発行する取引明細書(※前回提出後から現在までのもの)</p> <p>◎「大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)」が大刀洗ドリームセンターを使用した際の申請書類及び施設使用許可証の全て</p>	大刀洗町長

7 百条委員会の設置に至る経緯

議会は、平成 23 年頃から、特に町の販売事業や海外渡航、国外 PR 事業の有効性に疑義を唱えるとともに、事業の目的や効果、会計方法を明らかにするよう求めて、根拠や効果の不透明な事業を否決するなどし、昨年 10 月には、議会運営委員会で協議の上、初步的な議会対応が不十分であることに苦言を呈し、議会の総意として町に行政事務の改善を申し入れた。

- 法務実務の確立と、誤りの際は議会と協議し適切に対応すること。
- 担当職員に任せず、職員間の連携で組織的な対応をすること。
- 議会で答弁できなかった項目は、町長を責任者として迅速な回答と対応を行うこと。
- 議会や委員会への説明と答弁は、管理職を含めた複数の職員で対応を。

近年否決するなどした、根拠や効果の不透明な事業

- 防災無線の設置予算(2 度否決 → 令和 4 年度当初予算可決)
- 中央公民館改修工事の繰り越しに関する専決処分(令和 5 年 6 月不承認)
- 校区センター使用料を議会を通さずに決めるという条例案(令和 5 年 12 月否決)
- 三原城址の土地買収予算(令和 6 年度当初予算案から削除)
- 国保税の引き上げ(令和 7 年 3 月否決)

予算・決算審議をはじめとする各委員会、全員協議会において重点的に指摘した事項

- 議案に誤りが多数発生しているので改善を。
- 事業の実施方法や目標、効果を明らかにし必要性の検討を。
- 中長期的な事業は再検証を。
- ブランド創出事業(事業効果が不明確な年間約 400 万円のPR事業委託に係る 1 者随意契約)などの事業委託は、業者選定の方法が適正か検討を。
- 町の入札制度

中でも、地域振興課が所管する移動販売事業は、平成 22 年の設立当初から補助金を活用しながら運営されていたが、その内容については議会や監査が応援する観点で指摘してきたものだが、明確な説明は得られないまま事業が継続されていくにつれて、町の事業としてどういう位置づけにあるのか不透明さが深まり、1000 万円にのぼる収入規模となっているにもかかわらず、特に会計処理においては議会や監査の指摘に行政が対応しない状態となっていた。

移動販売事業について一般質問した事例

- 平成 24 年 3 月(自立について質問)
町の答弁:「24 年度にぜひとも自立に向けての取り組みをしたい」
- 平成 27 年 6 月(人材を育て行政が諸経費を委託金として負担する NPO 運営は考えられないか質問)
町の答弁:「今後の方向性は未定であるので、協議をしてまいりたい」
- 平成 29 年決算特別委員会
移動販売事業は毎年町の主要施策とされながら収入支出の詳細が不明であり、明確に開示するよう求める質疑に対し、当時の担当課長は「来年以降は主要施策報告書の中で説明したい」と発言したが、翌年以降、決算時に議会へ説明はない。
- 令和 4 年度の定期監査報告書によると、監査委員から監査を受けるよう指摘されているが、現在に至るまで監査は実施されていない。

昨年12月に発覚した令和4年の管理職職員による証明文書自作での公金の受取りについても、一般質問での複数の議員による指摘に対し、町側は、「他にはやっていないと本人が言っている」「実際は別のホテルに泊まっていたので実害はなかった」と答弁し、一切の追加調査を拒否した。

■令和6年12月一般質問

(偽造した書面での公金の受け取りについて更なる調査の必要性等を質問)

町長答弁:「公金を搾取する行為ではない」「当該職員は過去に処分がなく、深く反省している」「コンプライアンスの厳守等について周知徹底をしてきた」

教育長答弁:「当該職員の関与した他の文書及び過去の文書に関し、偽造改ざんはなかったと理解している」「私文書偽造に関する処分規程がない」

公金は住民から託された税金であり、その重みを常に認識しなければならない。1円たりとも無駄にすることはできず、また、いかなる目的があっても自由に使えるものではない。そのために、公務員には従うべき会計原則があり、根拠法令がある。

議会は手順を踏んで、その都度、問題を指摘、改善を要求してきたが、町長は真摯に対応せず、その結果、令和6年12月18日、行政事務に疑いありとして、地方自治法第100条にもとづき議会として調査することを賛成多数で議決し、調査を委任する特別委員会が設置された。

自治体が行政運営を行う際に法規を遵守することは基本原則であり、地方公務員は、法律や条例、規則、規程など、全ての関連法令を遵守する義務がある。

地方自治法第2条

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

地方公務員法第32条

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

地方公務員法第33条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

8 調査内容

◇職員が「偽造し自作した証拠書類」をもって公金の支出がされたことについて
(宿泊証明書の偽造)

経緯

前建設課長(以下「K課長」という)が、宿泊証明書を自作して旅費を受け取り、令和5年4月に訓告处分を受けていたことが発覚したことを受け、昨年12月議会の一般質問で取り上げられたが、町側からは「調査はしない」という趣旨の答弁がなされた。

宿泊費は税金を原資とする公金である。百条委員会としては、町の管理職職員が公金を受け取るために証明書類を偽造したことについて、損害額の有無や大小にかかわらず、他にも不正な支出がないかなど調査や旅費の請求手続きの検証が行われるべきであったとし、不正な宿泊費受給の原因と再発防止について検証するため、調査を進めた。

旅費精算時に領収書等の宿泊を証明する書類を提出する根拠

現在、大刀洗町においては、次のように条例で定められているため、職員が宿泊費を請求する際は、有料の宿泊施設に宿泊したことが証明されなければ、定額払いであっても、会計管理者は宿泊費の支給をしない。

大刀洗町職員の旅費に関する条例第17条	命令権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則第8条(2)	条例第17条の規定により <u>支給しない</u> 、実費を超えることとなる部分の旅費は、次の各号に掲げるものとする。 (2) <u>宿泊料を必要としない宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料</u>

証人	証言(令和7年5月22日 証人尋問)
M 元会計管理者	私が会計課にいたときは、宿泊証明書の添付はまだ必要なかったんですけども、領収書もないようなもので、復命書のみですか、と見積書が支出命令書の証拠書類になるとは、ちょっと考えられませんでした。

証人	証言(令和7年5月22日 証人尋問)
N 元会計管理者	(旅費精算について) 提出された財務伝票の内容と、あと添付されている証拠書類を基に正しいのか、支出してよろしいのかを確認して業務を執行しておりました。

大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則第8条(2)について

例えば、出張の際の宿泊費として1万円を定額支給し、領収書の提出も求めないとしたら、宿泊費を安く抑えて差額を受益したり、実家等に宿泊して全額を受益することが考えられる。この差額は公金であり返還の義務があることは否定できないため、法律上問題となる可能性のある行為を防止するために、このように規則に定め、不正を防止するために、会計管理者は宿泊を証明する領収書等を確認する。

公務員の懲戒処分

公務員の懲戒処分には「免職」「停職」「減給」「戒告」の4種類があり、「大刀洗町職員の懲戒処分等に関する基準」では、47項目にわたり詳しく処分の基準が示されている。

しかし、K課長の文書自作については、懲戒審査委員会は「47項目のどれにも該当しない」として、懲戒処分ではない「訓告」（戒告に至らない程度の軽微な義務違反行為に対し、本人の反省を促すため文書で訓示するもの）で済ませたとの答弁があった。

百条委員会による調査の結果、K課長は複数の宿泊証明書を自作し、二セの証明書類によって宿泊費を受け取っていたことが明らかとなった。K課長に同行したG係長、H係長の宿泊証明書についても、K課長は「私が自作したと思う」と証言した。

G係長、H係長に先に尋問したところ、2名は「自分は偽造していない」「同行したK課長に全てまかせていた」という趣旨の証言をした。

旅費に関する内規をK課長の要求により緩和

【参考資料1】

令和4年1月から、「出張旅費計算等に係る留意点」という文書の中で、旅費精算の際、領収書ではなくても、宿泊先が発行する宿泊証明書を提出することで旅費の精算ができることが明文化され、旅費の支出において、宿泊証明書は領収書に代わり得る証明書類とされた。

令和4年に決裁された「出張旅費計算等に係る留意点」では、宿泊証明書の添付が義務付けられている。しかしその後、府議の中で、K課長がこの内規の緩和を主張し、それにもとづいて総務課のJ担当者が文書を改変していたことが証人尋問で明らかとなった。

2月17日の前総務課長Fへの証人尋問によると、K氏が、令和4年末から令和5年1月にかけて、領収書や宿泊証明書の提出が不要となるよう「出張旅費計算等に係る留意点」に例示された書類を変更することを町に求めていた。

（K課長が令和4年に北九州出張において宿泊証明書を偽造した時期である。偽造が発覚し訓告処分を受けている。）

証人	証言(令和7年4月24日 証人尋問)
J 財政係長	もともとこの留意点をつくった目的としましては、職員が旅費の計算の事務に当たって、できるだけミスがないようにということを目的につくったものでございます。 必要な添付書類を提出できなかった場合には受領できない、これが大原則の下に、それについて、どのようにこれをしたらしめる証拠であるかというものを例示したところでございます

	私たち公務員については、法令に遵守して事務を執行するべきと思っておりますし、当然ながら、財務規則でありますとか、旅費条例、また、施行規則にのっとって正しく行っていくべきだというふうに思っております。その原理、原則については守るべきものであると思います
--	---

複数の証人(課長)の証言によると、結果として「留意点」を変更する正式な手続きは取られなかったが、「留意点」が変更されて自身の主張通りに「旅費の請求時に領収書や宿泊証明書を提出する必要性がなくなった」と一方的に解釈した(※令和7年9月19日現在条例や規則は改正されていない)K氏が、旅費の請求時に証明書類の必要性がないことを会計課長に主張。

決裁文書である内規が決裁や合意なく改変

決裁文書である「出張旅費計算等に係る留意点」が、宿泊の証拠なしに旅費を支出できるよう改変されたが、この文書の改変にあたっては、

- 庁議の議事録もとらず、議決もなく
 - 決裁文書であるにもかかわらず新たな決裁はなされず
 - 連名者の会計課長も改変を知らず
 - 役場内への周知は行われていない
- ことが調査で明らかとなっている。

※証人尋問において、庁議に参加していた5名の課長は「庁議で規程の緩和を合意したという認識はない」と証言した。

規程(内規)緩和を根拠に宿泊証明書を添付せず

令和5年1月の規程(内規)緩和ののちも、会計課は宿泊を証明する書類の添付を求めた上で宿泊費を支出してきたが、K課長は、

- パソコンの宿泊予約サイトのスクリーンショットを添付して宿泊費の支払いを要求(令和6年9月…会計課は支払わず)【参考資料2】
- 証拠書類を添付せず、出張報告書に「〇〇ホテル泊」と記入して宿泊費の支払いを要求(令和6年11月…同行した部下が後日、宿泊証明書を提出)【参考資料3-1 3-2】

町に保管されている平成29年度以降の全職員の宿泊を伴う出張に係る伝票と添付書類を調査した結果、ほとんどの職員が、確実に出張・宿泊を証明する書類を添付していた。K課長のみ、何らかの理由で領収書を添付せず、旅費を請求するために、領収書の代わりの証明として、複数回にわたり、自作した宿泊証明書を添付していたことが確認された。

4月24日のK氏への証人尋問の際に、偽造と思われる書類を本人に提示した。

【資料】【参考資料4】

令和4年11月30日付けのこの宿泊証明書は、ホテルが発行したものではなく、K氏本人が自ら作成したことと、実際には別のホテルに宿泊したことを認め、訓告処分を受けた。

【資料】【参考資料5-1 5-2】

平成30年11月9日付けのこの宿泊証明書は、2枚目の方は部下のH氏が提出した本物の証明書と思われる。1枚目は名前の部分は「K」とあるが、この2枚を比較すると、名前以外の部分が全く同じ筆跡であり、1枚目のものは名前だけ変えた偽造であると思われる。証人尋問において、H氏は自分が偽造したり、偽造に手を貸した記憶はないと証言した。

証言(令和7年4月24日 証人尋問)

- 白根美穂副委員長 これは誰が作成したものですか。
- 証人(K総務課企画監) ホテルであろうと思います。

【資料】【参考資料6-1 6-2】

令和元年10月に、K氏と部下のG氏が出張したときの宿泊証明書。ホテルの印鑑が無いため、会計管理者がホテルから改めて宿泊証明書を取り寄せたところ、この日に宿泊はあったものの、送られてきた本物の証明書は全く様式が異なるものであった。

証人尋問において、G氏は、出張の手配や精算などは全て当時の課長に任せていたと証言した。

証言(令和7年4月24日 証人尋問)

- 白根美穂副委員長 これは誰が作ったものですか。
- 証人(K総務課企画監) 役場で使うような様式に似ておりますので、私が作成したかもしれません。
- 白根美穂副委員長 みかどホテルに泊まったことは、あの宿泊証明書で証明されておりますが、なぜそこで宿泊証明書がもらえるにもかかわらず、御自分で作りになったのでしょうか。
- 証人(K総務課企画監) よく覚えておりませんが、もううのを忘れて帰ってきたので、自分で作ったかもしれません。

【参考資料7】

令和2年10月24日から2泊3日の宿泊証明書。ホテルの押印がないため、会計課長が宿泊証明として記載されているホテルに確認をしたところ、宿泊の事実はなく、宿泊証明書の様式も全く違うことが判明した。

証言(令和7年4月24日 証人尋問)

- 白根美穂副委員長 これは、誰がお作りになられたものですか。
- 証人(K総務課企画監) 私だと思います。
- 白根美穂副委員長 ここに泊まったという証明はできますか。
- 証人(K総務課企画監) この件だけ少し記憶がはっきりあります、ホテルで、そのとき物すごい混み合っておりまして、宿泊証明書を出せる、出せない、今は出せないと言われたのか、ちょっと覚えていませんけれども、出せないというふうに言われて、この分は自分で作ったことをあとで思い出しました。そして12月にこの宿泊先に行って、宿泊証明を取得してきたところです。それは、まだ今のところ私がもっています。
- 白根美穂副委員長 では、このかるまる池袋の領収書はお持ちですか。
- 証人(K総務課企画監) 領収書は持っていないと思います。

実際の宿泊先が不明でありながら旅費はすでに支出されているため、この証言を受けて委員会は、K氏が「取得してきた」と証言した宿泊証明書の提出を求めたが、後日、本人から提出できない旨を記載した文書が提出された。

(平成7年5月28日付の「記録提出請求書に係る書類提出について」【参考資料8】)

ごく最近の行動でありながら、日付を誤っていたという回答を委員会で協議した結果、4月24日の証言「私が持っています」との部分を偽証と認定し、「刑事告発すべき」と決議した。この決定にもとづき、今後は議会が刑事告発を議決する必要がある。

※百条委員会の告発の対象は、地方自治法第100条9項に規定されており、正当な理由のない出頭拒否、証言拒否、虚偽の陳述、記録提出拒否であり、議会はこれを告発しなければならない。

【参考資料9】令和2年2月12日から1泊2日の、農業委員会の出張旅費請求時に添付されていた宿泊証明書。【参考資料7】の宿泊証明書と様式が酷似。

証言(令和7年4月24日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 5枚目も様式は同じであります、これもあなたが作ったものと承諾してよろしいでしょうか。

○証人(K総務課企画監) こちらについては、もう記憶が定かではありませんが、恐らくそうではないかと思います。

N元会計課長は、複数回にわたり、K課長への旅費の支出を停止し、K課長本人に直接、証明書類の不備を指摘したが、そのやり取りの中で、K課長から旅費を支出するよう圧力や強要があつたこと証言した。

最終的には提出された宿泊証明書を証拠書類と判断して旅費を支払ったというN元会計課長の証言と実際の伝票を照らし合わせたところ、添付された証明書類はいずれも偽造された宿泊証明書のみであったことから、N元会計課長が、偽造された宿泊証明書を本物の宿泊証明書と認識し、それをもとに旅費を支出したことを確認した。

証言(令和7年5月22日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 書類の再提出について、何度も不要だと主張され、出金の強要をされたことがあるか、もう一度お願ひいたします。

○N元会計課長 はい、強要されました。必要ないのではないかということで、言われたことがあります、はい。

○白根美穂副委員長 添付書類が不要だという主張を受け入れ、出金したことありますか。

○N元会計課長 必要書類を再度提出してくれと言いまして、証明書を出していただきました。

○白根美穂副委員長 既定の添付書類がなければ、出金の処理はされてこなかったということでおろしいでしょうか。

○N元会計課長 はい、そのとおりでございます。

○白根美穂副委員長 Nさんが会計課長だったときに、K氏の偽造の宿泊証明書が複数あることが調査で確認ができました。当時、K氏から出された宿泊証明書は、正式なものとして処理を行っていた。正式なものと認識して処理を行つておられたのでしょうか。

○N元会計課長 出張命令書ということを提出してきたので、それが正しいものと思って出金をいたしました。

○平山賢治委員 結果的には偽物の添付書類もあったんですけど、証人としては、本人から宿泊証明書等の必要な書類の提出がなければ、旅費は当然支出しなかつたということで受け取つてよろしいですか。

○N元会計課長 そのとおりでございます。

調査における疑義

宿泊費の請求には大刀洗町旅費に関する条例によって必要な書類を添付することが必要である。この書類を提出しなかった場合はその部分の旅費支給を受ける事ができない。この必要な場合について、旅費の支給に関する規則第 8 条では、宿泊料を必要としない宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料は支給しない、とされている。すなわち、旅費を請求する場合に必要な書類は「宿泊料支払を必要とする宿泊施設に宿泊したこと」を証明するものである。具体的に、確認が必要なのは「不泊の事実」ではなく、「宿泊料支払が必要な宿泊施設に宿泊して宿泊料を支払った事実」である。この事実を証明する資料が添付してなければ、宿泊料を支払ってはならない。従って、ホテルの領収書や宿泊証明書など簡便に取得できる書類ではなく、あえて偽造の証明書類が添付されていることによって宿泊料が支払われたのであれば、本当は支払うことが認められない支払いが行われたことになり、町が受けた損害額は当然支払われるべきではなかった宿泊代金額である。

(休職中のK氏が出頭した経緯)

令和 4 年に K 氏が宿泊証明書を偽造し訓告処分を受けた件については、住民に説明できるだけの実態を把握するため、調査に取り組んでおり、その過程で、複数の宿泊証明書の偽造の疑いが発覚し、偽造した宿泊証明書を使って旅費を請求することは不正であるため、K 氏本人への証人喚問が必要と考えた。

3 月 5 日の証人喚問には出頭しなかったため、百条委員会としては、出頭するには主治医の許可を確認したいと考え、3 月 5 日の欠席理由を証明する医師の診断書、そして、今後の本委員会のスケジュールを計画するにあたり、いつ頃に出頭可能であるかの見込みがわかる医師の診断書の提出を求めた。(証人が不出頭の場合、百条委員会が正当な理由なしとしたものについては議会が告発する必要性が生じるため、証人が病気を証明するために医師の診断書を提出することは通例となっている。)

令和 7 年 4 月 7 日付で K 氏から、医師からの提案として「日時を通知していただき、出席できる或いは出席できない旨の診断書は対応可能」という文書が提出されたため、4 月 24 日に再度出頭を要求した。

令和 7 年 4 月 14 日付で K 氏から、文書により「主治医からは、診断書に出頭できる或いはできない旨を記載することはできないと伝えられた」「4 月 24 日の証人喚問に、私自身の意思で出頭いたします」という報告がなされ、証人喚問に至った。

◇「大刀洗マルシェかてて」の会計処理について

「大刀洗マルシェかてて」(旧名称「さくら市場」)は地域振興課が担当する移動販売事業であるが、設立当初から長年にわたり不適切かつ不適正な経理が行われてきた疑いがあり、議会や監査の度重なる指摘にもかかわらず是正されてこなかった運営や経理について、その実態を調査した。

「大刀洗マルシェかてて」とは

「2027年への羅針盤 中山哲志マニフェスト」にも掲載。(大刀洗町ホームページより)

新たな挑戦

1. 防災力の強化

ため池の浚渫や大刀洗川・陣屋川での調節池の整備等流域治水の推進、勤労者体育センターへの空調設備等避難所の充実、防災ラジオの貸出拡大、鵜木川の整備、床島地区の排水ポンプ整備、筑後川の浚渫、端井橋・本郷橋の架け替え

2. 交通弱者対策

甘木鉄道や西鉄甘木線の維持確保、ひばり号の運行、ライドシェアへの対応

3. 地域で経済が循環する仕組み

道の駅の検討、町直営移動マルシェ「かてて」を応援

4. 担い手の確保

10年後の農業を見据えた地域計画の策定、新規就農対策の強化

5. 空き家対策の強化

販売スタッフの報酬や各種手当、旅費は全て会計年度任用職員として一般会計予算に計上。

販売に係る物品購入費等も町の一般会計予算から支出されている。

(令和6年度大刀洗町一般会計予算より)

(単位：千円)

17. 地域ブランド 推進費	33,348	29,731	3,617	4,169	0	10,865	18,314	1. 報酬	8,018	専務的会計年度任用職員報酬 1人 3,024
										補助的会計年度任用職員報酬(かてて) 4人 3,154
										補助的会計年度任用職員報酬 1人 1,840

(令和7年度大刀洗町一般会計予算より)

17. 地域ブランド 推進費	26,506	33,348	△6,842	4,233	0	10,512	11,761	1. 報酬	4,989	補助的会計年度任用職員報酬(かてて) 4人 2,799
										補助的会計年度任用職員報酬 1人 2,092
										補助的会計年度任用職員地域手当相当報酬(かてて)

2月17日、7月25日、E地域振興課長を証人喚問した。E地域振興課長は、平成23年から現在に至るまで他の部署に異動することなく地域づくり業務に携わり、約15年間にわたって「大刀洗マルシェかてて」の旧名称である「さくら市場」、そして「大刀洗マルシェかてて」の事務を担当している。また、7月10日にP地域振興係長を証人喚問した。

「大刀洗マルシェかてて」の事業にかかる人件費、出張旅費の全て、また、消耗品費についても町の一般会計から支出されてきたが、「大刀洗マルシェかてて」が町の直営事業であるのか、任意団体であるのか、町の事業としてどういう位置づけにあるのか職員の認識としても不明確であることが明らかとなった。

証言(令和7年2月17日 証人尋問)

○古賀世章委員長 「大刀洗マルシェかてて」、これは町の直営でしょうか。それとも任意団体でしょうか。
○証人(E地域振興課長) 将来的な目的としては任意の団体のようなものを目的とし、独立していくところを目的としておりまして、現在どちらかと言われば、町がサポートしてというか、行っている業務ではあります。

○古賀世章委員長 再度確認させていただきます。今現在、今まで、これは町の直営でしたか。それとも任意団体でしたか。どちらかでお答えをお願いをいたします。

○証人(E地域振興課長) 町の会計の収入や支出に計上して運営するようなもの、形態そぐうものではないと考えますが、責任は町の方にあるというふうに考えています。

○古賀世章委員長 私の質問は、今までこれは、町が直営でやっているのか、もしくは任意団体なのか、この点だけをはっきりさせていただきたいと思うんですが。

○証人(E地域振興課長) 実態は任意団体に近い運営をしておりまして、何をもって直営と言うのかちょっとよくわからないのですが、運営の主体は町にあるとは思います。

○平山賢治委員 これまでの証言を拝聴しておりますと、通帳や金銭管理、或いは契約のあり方手数料の条例根拠等を考えると、これはもう直営ではない制度設計に、町直営の事業とは言えない制度設計になっていて、明らかにこれは任意団体とみなされる運営と思われますが、最後に改めて、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○証人(E地域振興課長) 任意団体のようなものは制度的にきちんと位置付けられているところではございませんが、そこに行く途中の段階で、町としてもそこを整理する準備をして、来年度に協議会として整理するところの前段階であったというふうに考えております。

証言(令和7年7月25日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 何度も質問いたしますけれども、大刀洗マルシェかてては、町直営ですか、任意団体ですか。

○証人(E地域振興課長) 大刀洗町のほうがもともとの目的としましては、高齢者であったり子育て世代、またそういった町の特産品などをPRすることを目的として、主に公益性の高い事業として地域振興課のほうが取りまとめをして、その事業を行っていたというふうに考えております。

委員会が「大刀洗マルシェかてて」に関する、町に保管されている平成 29 年度以降の全ての伝票及び関係書類を中心に調査中であるが、出品者から徴収した手数料のほか、町が地域振興課の請求を受けて指定口座に送金した公金の流れは不明確な点が見受けられる。一般会計とは別会計で会計処理が行われているが、その中身は町の監査を全く受けておらず、会計管理者も把握していない。

また、担当職員への証人尋問において、その会計処理においては、領収証は保管せず、収支報告書の作成も行われていないことが証言された。

証言(令和 7 年 2 月 17 日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 出納帳、いわゆる現金だったり、売掛、買掛、預金などをする帳簿は全くつけていないということでよろしいでしょうか。

○証人(E地域振興課長) その日の日計分と通帳の方ですべてを管理しておりました。

証言(令和 7 年 7 月 10 日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 (金庫内の) 釣銭がいくらかという、そういう管理は幾らって決めてしているとかではないってことですか。

○証人(P地域振興課係長) 毎回は把握できていなかったというところが事実でございます。

そこで、町に対して、事業開始年度からの「さくら市場」・「大刀洗マルシェかてて」の約款、規約の提出を求めたところ、「事業開始年度からの約款、規約という形での定めはございません。」と記載した文書が提出された。「大刀洗マルシェかてて」は、100%町が一般会計に計上した人件費と、町が準備した公用車で活動している。会計処理は個人名義の通帳を作成し、経理はすべて町の職員が担ってきたが、規程もなく、町からの委託契約も存在しないものに、15 年間公金が投じられてきたと考えられる。

また、徴収していた手数料についても、2 月 17 日の証人尋問において、E 証人は「手数料は出品者と協議をして都度決めており、条例等にももちろん載っておりませんし、規定はしておりません」と証言した。

さらに、「大刀洗マルシェかてて」があらゆる事業に携わっているにもかかわらず、各事業の運営規定等はなく、事業ごとの収支内訳書等もないことが明らかとなり、監査を一度も受けておらず税の申告もしたことがないとの証言を得た。

◇地域再生マネージャー事業

令和4年度、令和5年度に町は「ふるさと財団」による地域再生マネージャー事業を申請し、助成金の交付を受けながら外部専門家を活用し、「自走」に向けた検討を行っている。

(「令和4年度大刀洗町予算説明資料 主要事業(一般会計)」より)

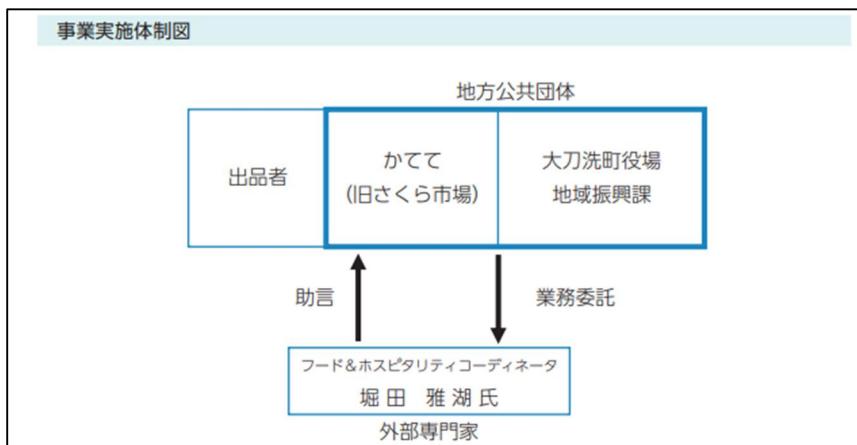
新規	2.1.17	地域づくりアドバイザー長期診断(さくら市場)	町直営の「さくら市場」事業に対し、持続可能な事業にするため、地域づくりアドバイザー派遣制度を活用し、専門家による1年間の長期診断を受ける。	2,772	1,848	924	地域振興課
----	--------	------------------------	---	-------	-------	-----	-------

外部専門家に支払った事業費

令和4年度委託料:2,772,000円

令和5年度委託料:2,666,400円(うち助成金:1,777,000円)

(「令和4年度地域再生マネージャー事業報告書」より)



(「令和4年度地域再生マネージャー事業報告書」外部専門家コメントより抜粋)

- 中長期的に本事業を継続する上で、民営化や固定的な販売拠点の設立等の選択肢も含めて事業形態の見直しの必要性が高まったことから、今後のこの販売組織(さくら市場)の事業の方向性や意義を明確化し、その活動がひいては、町の魅力発信となるようなブランド構築をする事業を実施しました。
- 大刀洗町の直営移動式販売である「さくら市場」は、当初目的の町の知名度向上、農産物の販売の機能に加えて、現在は、出品者をはじめとする地域住民の居場所づくりの役割も担っています。

当委員会が地域再生マネージャー事業を担当する「ふるさと財団」の地域再生部地域再生課に確認したところ、大刀洗町から「町直営事業」として申請を受けたことから、ふるさと財団としては、大刀洗町の「町直営事業」という認識のもと助成金を交付し、「町直営事業」として専門家を派遣し、現地調査を行い、任意団体としてではなく「町直営事業」として「大刀洗マルシェかてて」の「自走」に向けた問題解決の方向性の提言を行ったとの回答を得た。

証言(令和7年7月25日 証人尋問)

- 實藤量徳委員 助成金が活用された一般財団法人による事業報告書は、広くホームページで公表され…大刀洗マルシェかてては町の直営であることが明記されています。
- 証人(E地域振興課長) 財団の報告書のほうには、その町の予算が十分人件費として使われておりますので、そういった点では直営とも言えるのではないかというふうに考えます。

◇令和7年1月実施の随時監査報告

令和7年1月に実施された町監査委員の随時監査報告によると、令和元年8月に処理された地域振興課が起票した伝票について、羽田マルシェ出展料108,000円の出店に関する確認書の名称が「さくら市場」となっているのに町から支出している（公金の流れが不明確）とのことで、調査が行われている。

■町からの調査回答

そもそもふるさと納税の事業で、ふるさと納税の返礼品を羽田空港にてPR、展示販売。売上金を一般会計での受領が煩雑、さくら市場の通帳で受領した方が良いだろう、よって確認書もさくら市場の名で交わした方が適と当時は判断した様子。

売上金が入金された後は、出品者へその口座から支払ったとのこと。さくら市場は、任意団体ではなく、町による移動販売であり、問題ないと考えるが、公金の流れが不明確との指摘があるため、R7年度に体制を整理したいと考えているとのこと。

証言(令和7年8月5日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 さくら市場は任意団体ではなく、町による移動販売であり、問題ないということで書面で回答されているんですけど、監査委員に対して、任意団体ではないという虚偽の報告を町がされたということにはなりませんか。

○証人(大刀洗町長) 今の監査委員に対する回答について、今、手元にというか、詳細にお答えできる材料を持っておりませんけれども、そこは担当職員の直営と任意団体の認識がきちんと整理されていなかったものではないかと思います。

◇出生記念品事業

出生記念品事業【資料参照 10-1 10-2】においては、単価契約書は

甲 大刀洗町長 中山哲志(住民課)

乙 大刀洗町長 中山哲志(地域振興課「大刀洗マルシェかてて」)

とされ、「大刀洗マルシェかてて」が出品者を募り、事業に申請した住民に対しギフトを贈呈。「大刀洗マルシェかてて」から住民課へギフト代として請求があり、契約で定めた 1 件あたり 3,000 円が地域振興課職員の口座に送金されるが、出品者には 1 件あたり 2,500 円を送金している。

証人尋問の際に、E 地域振興課長は、「出品者と協議して 500 円の手数料を取っている」旨の証言があつたが、出品者募集の際には出品者に対し 2,500 円相当の品物の出品を求めていることがわかつたため、町に請求した 3,000 円のうち 500 円は、出品者からの手数料であるのか調査中である。

証言(令和 7 年 2 月 17 日 証人尋問)

○實藤量徳委員 実際には出品者には 2500 円しか支払われてないようですが、その残りの 500 円ですね、500 円の目的と根拠を説明をお願いいたします。

○証人(E 地域振興課長) そちらの事業の方もですね、出品者と運営の方でお話し合いをしてですね、500 円が「かてて」の運営の方でお預かりする手数料、雑費の方の手数料というところで考えております。

ふるさと納税への出品

「大刀洗マルシェかてて」に関する町への歳入を確認したところ、「かてて手数料(ふるさと納税)」と記載がある入金がある。「大刀洗マルシェかてて」が町のふるさと納税返礼品の出品者となり、中間事業者のような役割を担って実際の出品者から納品し、手数料を差し引いた額を出品者へ支払っていると思われ、町の歳入に至る金銭の流れを調査中である。

証言(令和 7 年 7 月 25 日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 かててのほうが取りまとめをしたときに、出品者からそのときは手数料を取って、そして、ふるさと納税として出していたということでよろしいですか。

○証人(E 地域振興課長) おっしゃるとおりでございまして、この場合の手数料といいますか、事務経費分をいただいて出品をさせていただいたものでございます。

○白根美穂副委員長 その手数料は、かてての通帳に入っていたということで間違いありませんか。

○証人(E 地域振興課長) かてての通帳のほうに、かててというショップで、ふるさとの納税のサイトのほうには登録をさせていただいておりますので、その関係で売上げのほうはかてての通帳に入ってきております。

インボイス制度に係る消費税・町の登録番号の取扱い

インボイス制度が開始されてから、町役場や企業に対して、少なくとも 38 枚の適格請求書を「大刀洗マルシェかてて」名で発行し、請求手続きを行ったことがわかっている(税率・税額を明記)が、その際に記載している登録番号は町役場の登録番号であり、それが適正であったか調査中である。併せて、消費税の処理についても調査中である。

帳簿書類の保存期間

「大刀洗マルシェかてて」が保存する帳簿書類は 3 年間で廃棄されているようであり、その保存期間が適正であるのか調査中である。

他に

- ブランド推進事業に係る海外への出品
- えだまめ収穫祭に係る枝豆の仕入れと出品

調査における疑義

町直営事業であれば、地方自治法第210条、総計予算主義の原則をはじめ、地方自治法第208条第2項の会計年度独立の原則、地方自治法第219条第2項及び第243条の3、予算公開の原則、その他の予算の原則も含めて公務員が順守すべき会計原則があるが、「大刀洗マルシェかてて」の会計処理はそれらの会計原則に則った過程を踏んでいないと考えられる。

また、団体としても、事業収益がありながら約款も団体規約もなく、制度設計や町からの委託契約も共催の根拠も存在しない。

会計処理においても、「大刀洗マルシェかてて」は様々な事業にたずさわりながら、

- 各事業の運営規定なし
- 各事業の収支内訳書等なし
- 監査を一度も受けていない
- 税の申告をしたことがない

ことが確認された。

担当職員に事実確認として証人尋問を行ったが、明確な回答や証言、説明はなかったと思われる。

町長、副町長の証言については、「記憶がない」、「よく承知していない」などの答を連発して具体的な証言を避けていて、事実を明らかにしようという証言態度ではなかった。自身が管理職として責任を負う立場にいたわけであるから、自ら関与した事実について丁寧に証言し事実の解明に努めるべきである。それを逆にほとんど答えようとしないこれまでの議会に対する対応と全く同様の今回の証言態度で明らかなどおり、百条委員会が事実を解明するためには、現場で直接対応していた一般職員の方などに証言を求めざるを得ないという結果になっている。

町長自身の説明の表現では「不備があった」ということだが、問題の本質はそれが事業の発足以来長期間にわたって放置され続け、百条委員会の調査が開始された本年4月になってようやく「整備された」というこれまでの町の対応が、「違法なのか否か」ということである。「違法だったのか否か」「長期間不備のままだったことが許されるのか」という疑問の事実解明こそが百条委員会で問われている「本質」である。

結論として、15年間にわたる行為について疑問の解明を目指している。百条委員会は、これまでの町の行為の経過をきちんと調査解明することが求められている、と考えている。

令和7年8月5日 証人尋問)

- 實藤量徳委員 「大刀洗マルシェかてて」(旧さくら市場)は任意団体として発足させたものであります」とあります。任意団体としての発足はいつでしょうか。
○証人(大刀洗町長) 発足当初からだと認識しております。

- 實藤量徳委員 かてては町のインボイス番号を利用していますが、利用できる根拠は何でしょうか。
○証人(大刀洗町長) それについても了知してございません。

令和7年8月5日 証人尋問)

- 白根美穂副委員長 かててには、事業要綱や条例、委託契約はどのようになさっていましたか。
○証人(大刀洗町副町長) よく覚えておりません。

○白根美穂副委員長 地方自治法第32条に基づき、係長に業務を一任されていたのでしょうか。

○証人(大刀洗町副町長) ちょっとよく記憶にはありません。

○白根美穂副委員長 (当時の担当)係長は独断でかてての業務をしていたことになりますが、間違えございませんか。

○証人(大刀洗町副町長) 何か決定することについては課長に相談があって、一緒に協議して、やっていたと認識しております。

○白根美穂副委員長 業務命令はされていたのでしょうか。

○証人(大刀洗町副町長) あまりそこはちょっと記憶にございません。

○平山賢治委員 町の公務員が何の法的根拠もなく自主的に活動していて、それを所管する課長は何も知らなかつたというご証言でよろしいですね。

○証人(大刀洗町副町長) その当時は覚えていたかもしれませんけど、ちょっと今は記憶がないという状況です。

○白根美穂副委員長 町職員として公務に専念する義務があるのにもかかわらず、勤務時間に公務として任意団体の職務を遂行できる法的根拠は何ですか。

○証人(大刀洗町副町長) そこはちょっとわかりません。

9 委員派遣

令和7年8月24日

所管事務調査として意見交換会を開催

開催日時 令和7年8月24日 10時から11時45分

場所 ドリームセンター2階 展示ホール

出席者 百条委員 5名(古賀、白根、平山、河野、實藤)

法的助言者 1名(馬奈木昭雄弁護士)

事務局 5名

参加者 197名

式次第	10:00	開会
	10:10	経過説明(平山委員)
	10:30	法的助言(馬奈木弁護士)
	11:00	補足、今後について(白根副委員長)
	11:10	意見交換(質疑応答)
	11:45	閉会

〈内容報告〉

150部の資料を準備していたが、予想を超える197名(受付記名者)の方にご参加いただいた。

前半、百条委員会の経過報告および法的助言者による補足意見は熱心に聞いていただいだが、後半の意見交換になると、不規則発言や拍手などが飛び交い、司会者の制止にも関わらず発言をする方が相次いたため、やむを得ず数名の方に退場を命じるなどで、冷静な意見交換ができない状況となった。

参加いただいた方のアンケートでは「意見交換の時間が少なかった」旨のご意見とともに、「怒号が飛び交う中で意見を言うことに躊躇した」「大変怖い思いをした」などのご意見も多く寄せられた。

決定した方針にもとづく会議運営ができず、参加者の皆さんに不安や恐怖感を与えてしまったことは、百条委員会としても深く反省しなければならない。

同様に、8月5日の中山町長の証人喚問時においても、傍聴席で同様の不規則発言などが相次ぎ、委員長が退場を宣告せざるを得ない事態も発生している。今後は傍聴のあり方なども含め検討が必要と考える。

なお、おもなご意見としては、委員会の調査内容に関するこよりも、事業の意義や町のイメージ、テレビ報道についての発言が多くを占めた。

意見交換会でご提出いただいたアンケートについては、全文をインターネットで公表のうえ、必要なご意見に対しては百条委員会からの回答も掲載しています。(9月11日公表)

10 証言拒否等

当時、担当課長であって重松俊一副町長は、かてての業務について終始「覚えていない」「わからない」と繰り返し答弁。

証言(令和7年8月5日 証人尋問)

○白根美穂副委員長 かけてには、事業要綱や条例、委託契約はどのようになさっていましたか。

○副町長 よく覚えておりません。

○白根美穂副委員長 地方自治法第32条に基づき、係長に業務を一任されていたのでしょうか。

○副町長 ちょっとよく記憶にはありません。

○白根美穂副委員長 (当時の担当)係長は独断でかてての業務をしていましたことになりますが、間違えございませんか。

○副町長 何か決定することについては課長に相談があって、一緒に協議して、やっていましたと認識しております。

○白根美穂副委員長 業務命令はされていたのでしょうか。

○副町長 あまりそこはちょっと記憶にございません。

○平山賢治委員 町の公務員が何の法的根拠もなく自主的に活動していて、それを所管する課長は何も知らなかったという御証言でよろしいですか。

○副町長 その当時は覚えていたかもしれませんけど、ちょっと今は記憶にないという状況です。

○白根美穂副委員長 町職員として公務に専念する義務があるのにもかかわらず、勤務時間に公務として任意団体の職務を遂行できる法的根拠は何ですか。

○副町長 そこはちょっとわかりません。

議長の質問に対し、百条委ではない議長の質問には答えないという旨の発言あり。

証言(令和7年8月5日 証人尋問)

- 高橋直也議長 議長は、どの委員会にも出席することができるし、そこで発言することができると地方自治法に載っていると私は認識して質問させてもらっているんですけども。
- 町長 確かに、地方自治法の105条だったかと思いますけれども、議長は委員会に出席し発言できるというような定めがあったと思います。ただ、百条委員会については該当しないというふうに思ってございます。
- 古賀世章委員長 それでは、証言していただかないということで了解しました。

※28~30 ページは、虚偽証言に関する告発状(案)を添付していますが、議会の議決を得て
いないため、現時点では非公開の取り扱いとしています。

12 調査経費

6年度予算 15万円

執行済 127,420 円

7年度予算約 490 万円

執行済 720,249 円

(法的助言 236,500 円 会議録作成 436,700 円 他費用弁償含む)

13 法的助言者

3月17日 馬奈木昭雄弁護士を選任、可決

弁護士登録番号 11632

事務所名 久留米第一法律事務所

事務所所在地 福岡県久留米市六ツ門町 21-6 久留米東町公園ビル 301

14 今後の調査予定

百条委員会の調査によって、これまで町が隠し続けてきた事実が徐々に明らかになりつつある。

しかし、調査の中では、必要な書類が見当たらず会計処理の全容が見えないことや、かててが実施する事業内容にもさらに疑義が生じているため、今年度後半も引き続き調査を継続する予定である。

また、議会や監査委員の度重なる指摘にも関わらず、町が真摯に対応せず、事業によっては10数年に渡り不正常な状態が継続している事実に鑑み、なぜ町のガバナンスがこれほどまでに機能していないのか、その原因はなにか、また今後の必要な対策についても明らかにする必要がある。

今後も、法にもとづき調査を進め、事実認定、法的評価、問題の原因と対策を取りまとめのうえ、最終報告書を議会へ提出予定である。関係各位のご理解とご協力を願いしたい。

出張旅費計算等に係る留意点

令和4年5月
総務課・会計課

- ①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること
- ②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可
- ③パック商品の推奨
- ④航空賃・鉄道賃・宿泊に係る添付書類
- ⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張命令の決裁区分
- ⑥旅費日当の定額は 2,200 円/日

①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること

運賃改定等により、従来の経路より別の経路のほうが安価になっている場合があります。
慣例にとらわれず経路計算をお願いします。

②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可

個人クレジットカードでの支払は不可。
宿泊を伴う出張等、旅費が高額になる場合は、概算払を積極的にご検討ください。

③パック商品を推奨

飛行機や新幹線を利用する場合、往復の交通費と宿泊がセットになっているパック商品を利用することで、正規の旅費よりも大幅に経費節減できる場合があります。

パック商品と正規旅費を比較し、安い方を選択してください。

旅費の精算（請求）は、パック商品の領収書添付をお願いします。

旅費における飛行機（新幹線）代については、

パック商品代から宿泊料定額を、

パック商品代に空港等までの他の交通機関の運賃等が含まれる場合は、

算出した運賃等を除いた金額（みなし運賃）を記載してください。

飛行機（新幹線）代（=みなし運賃）+宿泊料+他交通機関運賃の合計がパック商品代となります。

（一般職の例） 飛行機代 = 40,000円 - 10,900円 = 29,100円 となり
ります。
(パック商品代) (宿泊料)

④航空賃・鉄道賃・宿泊に係る添付書類

1) 航空

・パック商品の場合：③に記載のみなし運賃が航空賃となりますので、パック商品の領収書を添付

願います。

- ・パック商品によらない場合：航空賃の実費を確認する必要があるため、領収書（航空賃の分かるもの）の添付が必要です。

2) 鉄道

- ・パック商品の場合：航空賃と同じ
- ・パック商品によらない場合：県外や複数路線に乗り換えるような出張の場合、運賃・急行料金を確認できるもの（鉄道会社や乗換案内のHP等）を添付願います。

3) 宿泊

- ・パック商品の場合：パック商品の領収書を添付願います。宿泊証明は不要です（H28.2、H29.5 管理職会）。
- ・パック商品によらない場合：精算時に宿泊証明書を添付してください。

【参考】

大刀洗町職員の旅費に関する条例

（旅費の請求手続き）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の全部の支給を受けることができない。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃及び急行料金による。

（航空賃）

第11条 航空賃は、現に支払った旅費の運賃による。

⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張命令の決裁は総務課長まで

課長の旅行命令は総務課長決裁です

⑥旅費日当の定額は2,200円/日

県内市町村は定額の1/2、近隣市町村（久留米市・小郡市・朝倉市・うきは市・筑前町）は日当なし

参考資料1-2

出張旅費計算等に係る留意点

令和5年1月
総務課・会計課

- ①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること
- ②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可
- ③パック商品の推奨
- ④航空賃・鉄道賃・宿泊に係る添付書類
- ⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張命令の決裁区分
- ⑥旅費日当の定額は2,200円/日
- ⑦宿泊料は定額10,900円/日

①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること

“最も経済的な”とは、「一番費用がかからない方法」

“通常の経路”とは、「社会一般の者が通常使用する経路」

つまり“最も経済的な通常の経路”とは、「社会一般の者が通常使用する経路が複数ある場合に、その経路の中で一番費用が安い経路」のことを言います。

インターネットの地図アプリや乗換アプリで検索して出てくるいくつかの経路が「社会一般の者が通常使用する経路」と考えられます。

通勤手当が「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」であるのに対し、旅費には「合理的」という言葉が含まれていないことに留意が必要です。

“通常の経路”という部分に“合理的”という考えが多少含まれてはいるものの、旅費の場合は“経済的”という考え方の方が強い。極端に言うと、「少々合理的でなくても、なるべく安い経路で出張してください」ということになります。

なお、出張先として特に多い福岡県庁及びその周辺施設への出張に関しては、平成30年に運用方針が出ておりますので参考にしてください。

②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可

個人クレジットカードでの支払は不可（海外出張等クレジットカード支払が必須の場合は別途協議）。

宿泊を伴う出張等、旅費が高額になる場合は、概算払を積極的にご検討ください。

③パック商品を推奨

飛行機や新幹線を利用する場合、往復の交通費と宿泊がセットになっているパック商品を利用することで、正規の旅費よりも大幅に経費節減できる場合があります。

パック商品と正規旅費を比較し、安い方を選択してください。

旅費の精算（請求）は、パック商品の領収書添付をお願いします。

旅費における飛行機（新幹線）代については、

パック商品代から宿泊料定額を、
パック商品代に空港等までの他の交通機関の運賃等が含まれる場合は、
算出した運賃等を除いた金額（みなし運賃）を記載してください。
飛行機（新幹線）代（=みなし運賃）+宿泊料+他交通機関運賃の合計がパック商品代となります。

（一般職の例） 飛行機代 = 40,000 円 - 10,900 円 = 29,100 円 となります。
(パック商品代) (宿泊料)

④航空賃・鉄道賃・宿泊に係る添付書類

1) 航空

- ・パック商品の場合：③に記載のみなし運賃が航空賃となりますので、パック商品の領収書を添付願います。
- ・パック商品によらない場合：航空賃の実費を確認する必要があるため、領収書（航空賃の分かるもの）の添付が必要です。

2) 鉄道

- ・パック商品の場合：航空賃と同じ
- ・パック商品によらない場合：県外や複数路線に乗り換えるような出張の場合、運賃・急行料金を確認できるもの（鉄道会社や乗換案内のHP等）を添付願います。

3) 宿泊

- ・パック商品の場合：パック商品の領収書等（見積書や請求書等商品代金が分かるもの）を添付願います。宿泊証明は不要です（H28.2、H29.5、R5.1 管理職会）。
- ・パック商品によらない場合：精算時に宿泊証明書を添付してください。領収書等、宿泊したことがわかる書類（例：見積書・請求書・行程表・復命書に宿泊場所記載・宿泊証明書）を添付してください（R4.12 総務課長協議）。

【参考】

大刀洗町職員の旅費に関する条例

(旅費の請求手続き)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出命令者※に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の全部の支給を受けることができない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃及び急行料金による。

(航空賃)

第11条 航空賃は、現に支払った旅費の運賃による。

※事務決裁規程上は各課長

⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張の命令権者は総務課長

県外・宿泊を伴う出張は、旅費計算が複雑になるため、誤計算の無いよう、所属課内での決裁時十分チェックをしてください。

また、遠方への出張機会が多い課局長（総務課長除く）の旅行命令も総務課長決裁です。

⑥旅費日当の定額は2,200円/日

宿泊を伴わない県内市町村は定額の1/2、近隣市町村（久留米市・小郡市・朝倉市・うきは市・筑前町）は日当なし。

大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則 別表第1は、福岡県市町村職員研修所等利用時に適用となるもの。

⑦宿泊料は定額10,900円/日

宿泊を伴う出張では、宿泊料として10,900円/日（宿泊日数）を支給する。仮に実際の宿泊費がこれより下回った場合であっても、上記③によらない場合は定額を支給する。

（参考：福岡県）10,900円の内訳

室料相当額	7,300円
夕食代	1,500円
朝食代	700円
旅行雜費	1,400円

10,900円

参考資料2

2024/11/14 12:08

過去の予約(宿・ホテル予約) - じゃらんnet

2024年10月30日 (水) ~ 2024年10月31日 (木)

天然温泉 天平の湯 奈良ロイヤルホテル

予約番号: 03LPE3A2 予約日: 2024年10月24日 人数: 1名

予約ID: [REDACTED]

予約時の会員ステージ: ゴールド

支払方法: 現地でのお支払い 支払金額: 12,455円 (税込込)

利用ポイント: 0ポイント

利用クーポン額: 1,000円 10/15発行_じゃらんのお得な10日間_1000円分クーポン

[REDACTED]

行った

[REDACTED]

[REDACTED]

過去の予約(宿・ホテル予約) - じゃらんnet

2024年10月30日 (水) ~ 2024年10月31日 (木)

天然温泉 天平の湯 奈良ロイヤルホテル

予約番号: 03LPE4GR 予約日: 2024年10月24日 人数: 1名

予約ID: [REDACTED]

予約時の会員ステージ: ゴールド

支払方法: 現地でのお支払い 支払金額: 12,455円 (税込込)

利用ポイント: 0ポイント

利用クーポン額: 1,000円 10/15発行_プロンズ会員以上限定_1000円分クーポン

[REDACTED]

行った

[REDACTED]

[REDACTED]

NO. 100707654

宿泊証明書

令和6年11月21日

B E 様

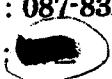
ドーミーイン高松

〒760-0052

香川県高松市瓦町1丁目-10-10

TEL : 087-832-5489

FAX : 087-835-5657

担当 : 

下記の日程にてご宿泊されましたことを証明いたします。

記

ご宿泊者名 : B E 様 (計 1 名)

ご宿泊日 : 令和 6年 11月 7日(木)から

令和 6年 11月 8日(金)まで

計 1 泊

以上

00354

町長	副町長	総務課長	主管の長

課名	建設課	出張者名	B E
----	-----	------	-----

出張先	香川県高松市（レクザムホール）
出発	令和6年11月7日（木） 7:30
終了	令和6年11月8日（金） 15:00

出張復命書

用件 令和6年度公営住宅管理研修会

下記のとおり復命します

1日目 11月7日（木）

- 7:30 役場発
- 8:53 博多駅発
- 13:00 公営住宅管理研修会（内容は別紙のとおり）
- 16:40 研修終了
- 17:10 ホテル（ドーミーイン高松着）

2日目 11月8日（金）

- 9:00 ホテル発
- 9:52 高松駅発
- 15:00 帰庁

研修では、国交省の担当者から公営住宅及び特優賃、地優賃の管理について詳細な説明を受けた。その中で平成26年に発生した銚子事件（家賃滞納を理由とした住宅明渡しの強制執行日に、母子家庭の母親が中学生の娘の命を奪い自殺を図った無理心中未遂事件）についても触れられ、当町においても、福祉課、社協、県との連携を密にする必要性を感じた。

今回の多岐にわたる研修内容を町公営住宅長寿命化計画策定等の業務に活かしたい。

- 備考
- (1) 用件毎に経過状況を要領よく記載のこと。
 - (2) 帰着の日から2日以内に提出すること。
 - (3) 用紙不足の場合は別紙を添付すること。

NO. 100707849

宿泊証明書

令和6年11月21日

K 様

ドーミーイン高松

〒760-0052

香川県高松市瓦町1丁目・10-10

TEL : 087-832-5489

FAX : 087-835-5657

担当 : [REDACTED]

下記の日程にてご宿泊されましたことを証明いたします。

記

ご宿泊者名 : K 様 (計 1 名)

ご宿泊日 : 令和 6年 11月 7日(木)から

令和 6年 11月 8日(金)まで

計 1 泊

以上

00355

町長	副町長	総務課長	主管の長
		○	

課名	建設課	出張者名	K 印

出張先	香川県高松市（レクザムホール）
出発	令和6年11月7日（木） 7:30
終了	令和6年11月8日（金） 15:00

出張復命書

用件	令和6年度公営住宅管理研修会
----	----------------

下記のとおり復命します

1日目 11月7日（木）

- 7:30 役場発
- 8:53 博多駅発
- 13:00 公営住宅管理研修会（内容は別紙のとおり）
- 16:40 研修終了
- 17:10 ホテル（ドーミーイン高松着）

2日目 11月8日（金）

- 9:00 ホテル発
- 9:52 高松駅発
- 15:00 帰庁

研修では、国交省の担当者から公営住宅及び特優賃、地優賃の管理について詳細な説明を受けた。その中で平成26年に発生した銚子事件（家賃滞納を理由とした住宅明渡しの強制執行日に、母子家庭の母親が中学生の娘の命を奪い自殺を図った無理心中未遂事件）についても触れられ、当町においても、福祉課、社協、県との連携を密にする必要性を感じた。

今回の多岐にわたる研修内容を町公営住宅長寿命化計画策定等の業務に活かしたい。

- 備考
- (1) 用件毎に経過状況を要領よく記載のこと。
 - (2) 帰着の日から2日以内に提出すること。
 - (3) 用紙不足の場合は別紙を補添すること。

参考資料4

令和4年11月30日

宿泊証明書

下記の通り、証明いたします。

記

お客様氏名	(ふりがな) K 様
宿泊人数	大人 1名 / 子ども 0名 (合計 1名)
宿泊日	令和4年11月29日 ~ 令和4年11月30日 (1泊)
予約番号	
宿泊施設	【名称】 西鉄イン小倉 【所在地】 〒802-0003 北九州市小倉北区米町 1-4-11

以上

00427

参考資料5-1

《発行》平成30年11月9日

宿泊証明書

会社名 _____

お名前 K 様

上記のお客様が、下記の通りご宿泊されたことを証明いたします。

記

【宿泊日】平成30年11月9日 ~ 平成30年11月10日 (1泊)

なお、当証明書は再発行致しかねますので、大切に保管して下さい。

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-7-12 イルホ
ホテルルートイン名古屋栄ノーテ
HOTEL ROUTE-INN NAGOYASAKA
TEL. 052-259-7300 FAX 052-259-7801 ハトル

00622

参考資料5-2

《発行》平成30年11月9日

宿泊証明書

会社名

お名前

H

様

上記のお客様が、下記の通りご宿泊されたことを証明いたします。

記

【宿泊日】平成30年11月9日～平成30年11月10日(1泊)

なお、当証明書は再発行致しかねますので、大切に保管して下さい。

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-7-12
ホテルルートイン名古屋栄
HOTEL ROUTE-INN NAGOYASAKAE
TEL. 052-259-7300 FAX 052-259-7301

00635

参考資料6-1

令和元年10月17日

宿泊証明書

大阪府大阪市西成区太子 1-2-11
ビジネスホテルみかど

下記のとおり宿泊されましたことを証明いたします。

記

1 ご宿泊日 令和元年10月16日(水)

2 ご宿泊者名

K

令和元年10月17日

宿泊証明書

大阪府大阪市西成区太子 1-2-11
ビジネスホテルみかど

下記のとおり宿泊されましたことを証明いたします。

記

1 ご宿泊日 令和元年10月16日（水）

2 ご宿泊者名 G 様

参考資料6-2

令和 6年 12月 11日

宿泊証明書

宿泊施設名	都道府県名 大阪府	フリガナ	ホテル みかど
旅行者名 (代表者)			ホテル みかど K 様
宿泊日	令和 元年 10 月 16 日より 1 泊		
宿泊人数	1 名 (内訳: 大人 1名 / 子供 名 / 幼児 名)		

宿泊施設印

上記の通り、宿泊されたことを証明します。

株式会社キンバト ホテルみかど
〒557-0002 大阪府大阪市西成区太子1-2-11
TEL:06-6647-1355 FAX:06-6647-1353
登録番号 T5120001003282

令和 6年 12月 11日

宿泊証明書

宿泊施設名	都道府県名 大阪府	フリガナ	ホテル みかど
旅行者名 (代表者)			G 様
宿泊日	令和 元年 10 月 16 日	より	1 泊
宿泊人数	1 名	(内訳: 大人 1名 / 子供 0名 / 幼児 0名)	

宿泊施設印

上記の通り、宿泊されたことを証明します

株式会社キンバト ホテルみかど
〒557-0002 大阪府大阪市西成区太子1-2-11
TEL:06-6647-1355 FAX:06-6647-1358
登録番号 T5120001003282

宿泊証明書

K様

下記のとおり当施設に宿泊したことを証明します。

滞在期間	令和2年10月24日 ~ 令和2年10月26日
人 数	1名
氏 名	K様
備考	

令和2年10月26日

住 所 〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目7-7

宿泊所名 Sauna&Hotel かるまる池袋

電話番号 03-3986-3726

参考資料8

令和7年5月28日

大刀洗町議会
議長 高橋直也 殿

K

記録提出請求書に係る書類提出について

令和7年5月22日付け7大刀議第94号で請求のありました件について、下記の理由により、提出ができません。

記

令和7年4月22日開催の百条委員会の証人喚問においては、白根議員より、令和2年10月26日の東京のかるまる池袋の宿泊証明書の提出及び誰が作ったかの質問に対し、私だとと思うと答弁しています。

続いて、ここに泊まったという証明はできるかの質問に対し、混みあっており出せないとホテル側から言われ、自作した。12月にこの宿泊先に行って、宿泊証明書を取得したと回答しました。

しかし、証人喚問時に配布された資料をよく確認せず回答していました。実際には、令和2年10月22日～23日に私的案件で宿泊した宿泊証明書を取得していました。実際には台東区上野の「サウナ&カプセルホテル北欧」に宿泊していました。宿泊先に確認したところ、4年前の宿泊記録を追うことはできず、宿泊証明を発行することはできないとのことでした。

つきましては、求められている書類を提出することができません。

以上



参考資料9

宿泊証明書

組織名

大刀洗町農業委員会 殿

下記のとおり当旅館に宿泊したことを証明します。

滞在期間	2020年 2月 12日 ~	2020年 2月 13日
人 数	18名	
氏 名	別紙のとおり	
備考		

2020年 2月 13日

住 所 宮崎県えびの市向江647-1

宿泊所名 京町温泉 玉泉館

代表者名 有限会社 玉泉館 代表取締役 黒松 むつ子

00438



×大刀洗

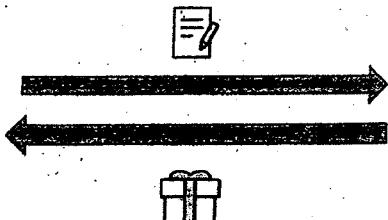
TACHIRAI
MARCHE

ベビーギフト始めます！

親御さん



出生届



大刀洗町



出生届を提出した親御さんに
対し、お祝いの気持ちを込め
て、2,500円程度のお祝い品を
渡す仕組み

かててのカタログギフト

【きっかけ】

新しく子どもが生まれた親御さんに対し、何か町からお祝いできないか？
渡すなら「かてて」の手作り品がいい！という職員のアイディア。

【コンセプト】 「お金」ではなく「価値の循環」

- ・子どもの誕生という「命の循環」の始まりから、様々な好循環が生まれてほしい
- ・受け手から作り手へ（贈り手の循環）
- ・嬉しい気持ちの循環
- ・地域内で経済が循環

A5サイズ カタログ案

商品写真	■ギフト名(12字程度) 内容(30字程度)
お祝いメッセージ(100字程度)	
商品写真	例)ベビースタイセット 名前の刺繍入りスタイル2枚とハンカチのセット
ご出産おめでとうございます！私も ○人子どもがいますが.....	

ベビーギフトの趣旨に賛同し、ギフトを提
案・提供してくださる出品者さんを募集しま
す！「ベビーギフト」とは違うかも？と思っ
ても、アイディアを頂けると嬉しいです。

- 対象 赤ちゃん又は親御さん
- 予算 2,500円程度
- 種類 モノ・コト・作り手コラボ
(詳しくは下記参照)
- 〆切 5月22日(水)
- 連絡・問合 大刀洗町役場 地域振興課
0942-77-0173

■出品者交流会で出たアイディア(ギフト例)

- 癒やし：赤ちゃんにもママにも使える無添加石けん、ほっと一息アロマタイム、
疲れをリフレッシュ。リンパマッサージ
- 赤ちゃん：子どもの足形を記念したガラス、お尻ふきケース、名入れスタイ&ガーゼハンカチセット、
マザーバッグ、名入れファーストスプーン
- 食べ物：元気な体をつくる！米&お野菜セット、息抜きおつまみセット(かまぼこ&キムチ)、
レモングラスティーバッグ&カフェインレス珈琲セット

参考資料 10-1

出生記念品事業単価契約

住民課（以下「甲」という。）及び地域振興課（以下「乙」という。）は、以下の事項について、総則及び章にしたがい契約を締結する。

1. 事業内容： 令和6年度出生記念品贈呈事業
2. 契約金額： 3,000円/件（税込）
3. 履行期間： （自）令和6年4月1日（至）令和7年3月31日

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

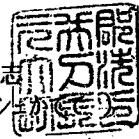
（甲）

大刀洗町長 中山 哲志
(住民課)



（乙）

大刀洗町長 中山 哲志
(地域振興課「大刀洗マルシ」)



令和6年10月10日

第1章 総則

（目的）

第1条 本契約は、甲が、頭書記載事項1の業務を履行することを目的とする。

（対価）

第2条 本契約の対価は頭書記載事項2のとおりとする。

（支払）

第3条 甲は、乙からの請求書を受領後30日以内に、乙に本契約の対価を支払うものとする。

（業務の流れ）

第4条 別途甲乙間で確認された業務仕様書に基づき履行する。

（疑義等の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

業務仕様書

住民課（以下「甲」という。）及び地域振興課（以下「乙」という。）の業務の流れについて以下のとおり行う。

（出生記念品について）

第1条 大刀洗町出生記念品贈呈要綱第3条に基づく対象者に対して「出生記念品」を乙を通して渡す。

（出生記念品の制作について）

第2条 出生記念品を掲載するカタログについて

- 乙（かて）が制作し、内容については甲と協議を行う。
- 内容に変更がある場合は必ず甲乙で協議を行う。

（出品者との協議について）

第3条 乙が制作者との調整を行い、隨時協議を行う。

（請求の流れ）

第4条 乙は、月末に大刀洗町出生記念品贈呈要綱第7条にある台帳から対象者を確認し、発生した件数分の請求を甲に行う。

（留意点）

第5条 大刀洗町出生記念品贈呈要綱第8条に基づいて、以下の取り決めを行う。

- 個人情報の取扱は厳重に注意し、台帳にはパスワードを付与し管理する。また乙は、月初に住民基本台帳抽出依頼を行う。
- 申請者は大刀洗町出生記念品贈呈要綱第5条に基づいて同意書を甲に提出する。

適 格 請 求 書

令和 6 年 1 月 5 日

〒 830-1298

株式会社■

七

福岡県大刀洗町大字富多819

(大刀洗町役場 地域振興課内)

大刀洗マルシェ かてて

TEL 0942-77-0173

FAX 0942-77-3063

登録番号：T3000020405035

御請求金額 ￥50,058- 円

取引年月日	取引内容	数量	単価(税込)	適用税率	金額(税込)
12月	ほうれん草(袋)	200	132	8%	26,400
12月	さといも(kg)	13	550	8%	7,150
12月	送料(4回合計)	1	16,508	10%	16,508

【振込先】	
みい農協・大刀洗中央支店	E
大刀洗町さくら市場 代表	E
タチアライマチサクライチバ ダイヒョウ	E

	8%	33,550
	10%	16,508
うち消費税	8%	2,486
	10%	1,501
合計		50,058

【備考】

	12/6	12/13	12/20	12/27	合計
ほうれん草(袋)	50	45	45	60	200
さといも(kg)	5	2	2	4	13

適 格 請 求 書

令和 6 年 7 月 31 日

T 830-1298

福岡県大刀洗町大字富多819

(大刀洗町役場 地域振興課内)

大刀洗マルシェ かて

卷之三

登録番号：T20000020405035

御請求金額 ￥140,000- 円

【振込先】
みい農協・大刀洗中央支店
大刀洗町さくら市場 代表
タチアライマヂサクライチバ ダイヒヨウ
発行責任者・担当者

小計	8%	140,000
	10%	0
うち消費税	8%	10,370
	10%	0
合計		140,000

適格請求書

令和6年10月2日

〒830-1298

大刀洗町役場 住民課 様

福岡県大刀洗町大字富多819

(大刀洗町役場 地域振興課内)

大刀洗マルシェ かてて

TEL 0942-77-0173

FAX 0942-77-3063

登録番号: T3000020405035

御請求金額 ￥18,000- 円

取引年月日	取引内容	数量	単価(税込)	適用税率	金額(税込)
9月10日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000
9月18日	ベビーギフト	2	3,000	10%	6,000
9月21日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000
9月23日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000
9月25日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000

【振込先】
みい農協・大刀洗中央支店 E
大刀洗町さくら市場 代表 E
タチアライマチサクライチバ ダイヒョウ E
発行責任者、担当者担当者 E (0942-77-0173)

小計	8%	0
	10%	18,000
うち消費税	8%	0
	10%	1,636
合計		18,000

「大刀洗マルシェかてて」(旧さくら市場)事業に関する役職員名簿

資料

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町長	前町長	前町長	前町長	前町長	前町長	前町長	前町長	前町長
副町長	現町長	現町長	AA	AA	AA	AB	AB	現町長
担当課	総務課	企画財政課	企画財政課	企画財政課	企画財政課	地域振興課	地域振興課	地域振興課
課長	AC	AD	AD	AE	O	AF	現副町長	現副町長
担当係	地域づくり係	地域づくり係	地域づくり係	地域づくり係	地域づくり係	自治振興係	自治振興係	自治振興係
係長	AF	E	E	E	E	E	E	E
担当	一	P	BA	BB	BB	BB	BC	BC
会計年度任用	C	I	C	C	C	C	C	C
会計年度任用	2	3	4	4	4	4	4	4
財源(補助金)	緊急雇用対策	緊急雇用対策	一	個性ある地域づくり	個性ある地域づくり	個性ある地域づくり	地方創生加速交付金	地方創生推進交付金

調査中間報告書について法的助言者の立場からの補足意見

弁護士 馬奈木昭雄

一、百条委員会調査の前提とされる考え方

1、公務員の仕事は一定の法律上の根拠が必要

町長が町の業務として行うと決定する前提として、法律上違法ではないという判断（それが町の業務として認められる）という法律上の根拠が必要である。もちろん「法律」である必要はなく、設置のための条例や要綱、規程などがあり得る。

2、そのためには予定されている業務上の内容（さくら市場、かてての業務内容）と、その中で町が負担する部分（具体的な業務内容と金銭的負担）が特定され明示されていることが必要（不特定な内容の業務では町が関与して良いのかどうかの判断すらできない）。今回のかててはまさにその内容の不明確さにも関わらず町が関与していることが問題点なのである。

3、公務員は勤務時間内に民間の仕事をすることはできない（職務専念義務）。

従ってかてての業務は「公務」だと認められる法律上の根拠が必要。その法律的な説明はこれまでされていない（特に任意団体ならなおさら）。

4、たとえ民間の業務であっても、公費が支出されている以上法律上定められている会計処理が必要。

具体的な業務内容、取引内容を証明する会計資料は当然確認されていなければならぬし、後から検証可能でなければならない（他の町の業務の会計処理との比較）。会計処理の具体的な業務を定めた規程が必要である。

5、以上のような法律上適法と判断できる実態を、まったく欠如したまま行われた行為を適法な状態に改善しようとしたのが、今年立ち上げられた“大刀洗町地域経済活性化協議会”であると考えられる。しかしその実際の運

用の仕方によっては、違法状態が継続していると判断されることもあり得る。

6、百条委員会が設置され、調査が開始されるに至った経過として、例えば次の事情が存している。すなわちそれまでの町長の議会への対応について、次のような改善を要求していた。

- ① 法務実務の確立と、誤りがあった際には協議し適切に対応すること
- ② 担当職員に任せっぱなしにせず、職員間の連携で組織的な対応を
- ③ 議会で答弁できなかった項目については、町長を責任者として迅速な回答と対応を
- ④ 議会や委員会への説明と答弁は、管理職を含めた複数の職員で対応を

7、しかし町長はそれに誠実に対応しなかったため、議会が説明を求めた行政の実体が説明されないままになっていた。

そこで必要な行政の実体について調査のために百条委員会が設置され、調査が開始されたのである。

8、今回の中間報告書に先立って、8月24日に行われた町民との意見交換会において、住民の方から出た質問の大部分はこの百条委員会が設置されるに至った経過や、その設置目的などの理解の不充分さによるものと思われるものだった。

従って町民に正しい理解をしていただけよう、今回の中間報告の不充分な点も含め、今後の調査についても丁寧に報告していくことが必要だと考えられる。

二、宿泊証明書の偽造問題について

1、本件で問題とされる「違法」な行為は、「不泊の事実」ではない。

そうではなく、宿泊費の請求には大刀洗町旅費に関する条例によって必要な書類を添付することが必要である。この書類を提出しなかった場合はその部分の旅費支給を受ける事ができない。この必要な場合について、旅費

の支給に関する規則第8条では、宿泊料を必要としない宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料は支給しない、とされている。そこで旅費を請求する場合必要な書類は「宿泊料支払を必要とする宿泊施設に宿泊したこと」なのである。つまり確認が必要なのは「不泊の事実」ではなく、「宿泊料支払が必要な宿泊施設に宿泊して宿泊料を支払った事実」である。この事実を証明する資料が添付してなければ、宿泊料を支払ってはならない。従って、偽造の証明書類が添付されることによって宿泊料が支払われたのであれば、本当は支払うことが認められない支払いが行われたことになる。町が受けた損害額は当然支払われるべきではなかった宿泊代金額である。

2、さらに、当該職員の「訓告」という処分は「問題になった一例だけで他にはない」ということで決定されていた。町長はそれ以外にあるのかどうかについては調査しない、と調査を拒否してきた。しかし百条委員会の調査結果では、他にも数例存している事が判明した。自らの処分を免れるために一件のみと嘘の申告をしただけではなく、証明資料を複数偽造して、他に数件の宿泊費を支払わせたという他には類似例も珍しいと評価しうる事例なのである。

3、「偽証の告発」という問題について、百条委員会の調査の正しさを保証するためには、裁判などとまったく同様に証言が正しくなされなければならない。そこで地方自治法100条9項に定められたとおり偽証が行われた場合は、「これを告発しなければならない」と規定している。偽証を許せば百条委員会の調査が正しく行われないことを認める結果になるのである。処分が不当という結論について告訴するなどということは、もともとの百条委員会が設置された趣旨ではないと考える。もちろん調査の内容によって今後地方自治法100条9項の規定によって告発が必要と認められる事実が出てくれば、告訴事由が追加されることはあり得ると考えられる。

三、「かてて」の運用について

1、大刀洗町中山哲志町長は、8月5日町議会の調査特別委員会（百条委員会）に証人として出席した後、記者会見を行い、百条委員会の運営について疑惑があるため第三者調査委員会を設置し、検証してもらうことを表明した。

この記者会見において、町長から配布された文書（以下では町長文書と表示します）では次のように言っている。

「なお、『かてて』（旧さくら市場）については、内部規定に不備な点がありましたので、今年度、新たに大刀洗町地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等を整備したところです。」

しかし、この「内部規定の不備な点」が何なのか町長は説明しようとはしない。その不備は次のように考えられる。

2、この「かてて」はまったく実態が存していない。

- ・構成員
- ・設立目的
- ・団体の組織

代表者及び役員（特に会計責任者）の氏名及びその選任方法・発足から現在までの代表者及び役員の氏名・会計処理方法についての規則・団体の方針などの決定の方法、会計監査の方法

このような団体として必要な事項が一切存在していない。それにも関わらず町の職員が町の経費を使用して職務時間内に「かてて」の業務を行ってきたのである。

3、このような実態にも関わらず町長文書では

「各自治体において、〇〇協議会や〇〇実行委員会等の任意団体（準公金団体）で事業を実施し、当該自治体がその任意団体への人的支援やその団体の事務局機能を担う事例は数多く存在しているものと認識しています。」と説明している。しかしこの「各地の事例」が適法な行為として認められるためには、町が取組むことが必要な事業と判断できるように、「必要な要綱や各種様式等」を決めておくことが必要なのである。しかし「かてて」にはそのような規程などはまったく決定されていない。何の規程もなしに15年以上運営してきたのである。

4、そのような「かてて」の運営が、何の根拠規程もなしに町職員によって長期間行われてきたことが問題なのである。町長文書が「不備な点があつた」と認めている不備の具体内容の一部は、今年度立ち上げられた「大刀洗町地域経済活性化協議会」について整備された「要綱や各種様式等」で定められている内容によっても示されていると考えられる。このような定

めが発足の最初から必要だったのである。

5、町長文書では「出品者と協議の上、販売金額の一定割合（当初は1割）を出店に伴う駐事場代や出店料、販売に伴う消耗品等の諸費用に当て、残額は次年度当初に必要な経費を除き、雑入として一般会計に入れる取り扱いしてきたところです。」と言っている。しかし「かてて」という「団体」はまったくその実体がなかった。そこで「出品者と協議の上」と言っているが、出品者は多数存していてまとまった代表がいるわけではないので、一体誰が誰と「協議」して販売金額の一定割合（当初は1割）を決定したのかまったく不明なのである。その後の変更も誰が誰と「協議」したのか明らかではない。

従ってこのような「協議」は存在しておらず「諸費用」の取扱いについても一部町職員によって規程なしに勝手に行われてきたのであり、問題だと考えられる。

6、このような規程なしに町長文書が言うとおり「販売スタッフの入件費等を町の予算から支出し、事務局機能を役場職員が支援する一方、販売代金については一般会計での処理になじまないことから、「かてて」（旧さくら市場）として収支の出し入れを管理してきたものです。」という行為は違法行為ではないのか、ということが現在百条委員会で調査されている中心の問題点なのである。この調査自体に問題があるかのように主張する町長文書は道理に反している。

7、今年立ち上げられた「大刀洗町地域経済活性化協議会」によって、これまでの違法は解消されたという意見が存するが、現在示されている協議会の「設置要綱」や「財務要領」などは、あくまでも文章として規程されているものであって、仮にその内容が全国の水準に達していると評価できたとしても、それはあくまでこれらの規程の「作文技術」が合格点に達したということに過ぎない。これらの規程に基づいて、今後の現実の運用がどう行われるのか、その運用のやり方によっては「違法」と評価される状況も

あり得ると考えられる。特に当職が会場でも指摘したが、「大刀洗マルシェかてて事業等」に関する経理については別に定めるとして、わざわざ「協議会財務要領」の規定とは別扱いすることにしている。もし特別に扱う必要が存する場合があるのであれば、わざわざ別扱いにせずに、協議会の財務要領のなかで一部分を限定した特則を規定すれば良いはずなのである。そうしないでわざわざ別扱いにするその理由が何なのか説明が必要である。しかもその結果別に定められた「大刀洗マルシェかてて事業等に関する経理要領」をみても実施される具体的な運用方法については、これまで実施されてきたと説明されている方法と、実質的に同じではないのか、という疑問が生じる。もし同じやり方であれば今後も「違法」という判断もあり得るということなのである。いずれにしても今年度の実施される具体的な運用によって判断されることになると考えられる。